

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（397））

2. 日時：令和3年4月27日 13時30分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

千明主任安全審査官、服部主任安全審査官、日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長（電源土木）他21名

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「4条 地震による損傷の防止」及び「5条 津波による損傷の防止」について、4月22日提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【津波による損傷の防止について（第5条）】

第5条(津波による損傷の防止)の前提とする他条文の対策について、第9条(溢水による損傷の防止)による対策(復水器水室出入口弁閉止、循環水ポンプ出口弁閉止及び循環水ポンプ停止(インターロック))が明確となるよう、まとめ資料に整理すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし